

一時的保育事業のしおり



京田辺市では、保護者の方々が、お子さまを健やかに生み育てるための支援として、一時的保育事業を実施しています。

一時的保育事業とは…

保護者がパートなどの就労で週1～3日だけ断続的に働いたり、あるいはけがや病気で入院したり、育児に伴う心理的・肉体的負担等のため家庭での保育が困難となった就学前のお子さまを保育所・こども園でお預かりする事業です。

《事業を利用できる方》

京田辺市内に居住する、保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業に通っていない生後57日目から就学前（小学校入学前）までの児童
（利用日数は、一時保育室ごとに下表のとおりです。）

(1) 仕事や学校に行くときに利用したい（非定型的保育サービス事業）
保護者の就労、職業訓練、就学等により、家庭における保育が断続的に困難となる児童を対象とし、 <u>保育は原則として平均週3日を限度</u> とします。（申請書提出日から3か月後まで申請可能。ただし、証明となる就労証明・在学証明等が必要です。）
(2) 病気やけがで通院するときに利用したい（緊急保育サービス事業）
保護者の傷病・災害・出産・看護・介護・冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、家庭における保育が一時的に困難となる児童を対象とし、 <u>保育は1か月の内14日以内</u> とします。（申請書提出日から3か月後まで申請可能。ただし、証明となる医師の診断書・母子健康手帳の写し等が必要。）また、上記以外の不測な事態による急な利用希望の場合もご相談ください。
(3) その他の理由で利用したい（私的理由による保育サービス事業）
保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため、家庭における保育が一時的に困難となる児童を対象とし（障がい児や児童数の減少した地域の児童を体験的に入所させる場合を含む）、 <u>保育は1か月の内14日以内</u> とします。（申請書提出日から1か月後まで申請可能。）

《利用できる場所 時間》

実施場所	河原保育所一時保育室 「ひまわり」	三山木保育所一時保育室 「さくらんぼ」	大住こども園一時保育室 「こりす」
所在地	京田辺市河原神谷 69番地	京田辺市三山木中央 五丁目4番地1他	京田辺市大住池平 32番地4
電話番号	0774-62-4377	0774-68-5588	0774-62-2355
時間（平日）	午前 8時30分 ～ 午後 5時 （延長保育はありません。）		
時間（土曜日）	午前 8時30分 ～ 正午 （延長保育はありません。）		

※下記のいずれかに該当する日については、園が休園のため一時的保育についても休室とします。

- ①日曜日・祝日（国民の祝日に関する法律に定める休日）・年末年始(12/29～1/3)
- ②京田辺市で気象特別警報または気象警報(暴風警報、暴風雪警報)が発表された場合
- ③京田辺市で前日及び当日に震度5弱以上の地震が発生した場合
- ④市長が必要と認める場合

《利用方法》

!!電話でのお問い合わせ、書類の提出等は、平日の午前8時30分～午後5時にお願いします。

(1)	初めての利用の場合、希望日までに登録が必要です。事前にご連絡をいただき、利用を希望する一時保育室のある保育所・こども園に利用する児童本人と一緒にお願いします。面談の後、登録と持ち物の説明を行い、「一時的保育事業利用申請書」を配布します。
(2)	一時的保育事業利用には、事前に利用の申請が必要です。 必ず利用希望初日の7日前までに、利用を希望する一時保育室に「一時的保育事業利用申請書」を持参、提出してください。
(3)	利用の可否（利用できる日とできない日）の結果は、後日郵送される「一時的保育事業利用可否決定通知書」でご確認ください。郵送が間に合わない場合、電話等でお知らせすることがあります。
(4)	利用できる人数には制限があります。お待ちいただく場合（キャンセル待ち）やお断りさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
(5)	キャンセル待ちの希望日か、利用可能となった場合は、キャンセル待ち番号順に電話で連絡をします。キャンセル待ち当日の午前9時30分までに連絡がない場合、その日の利用はできません。
(6)	利用希望日など、申請内容の取消や利用可能日のキャンセルにつきましては、利用を希望した一時保育室に前日の午後5時までにお知らせください。急な事情等で利用日当日のキャンセルをする場合は、午前9時までにご連絡ください。（※キャンセルした場合は、キャンセルの取消しはできませんので、ご注意ください。キャンセル待ちの人に利用を案内します。）

《利用料等について》

該年度の4月1日現在	利用料	給食費
3歳未満児	2,000 円/日	300 円/日
3歳以上児	1,800 円/日	300 円/日

※ただし、生活保護世帯又は災害に罹り被災した場合は、証明書の提出があれば利用料の免除を受けることができます。

※きょうだい児の同日利用があった場合に限り、上から2人目の利用料は半額、3人目以降は無料になります。（キャンセル等により同日利用でなくなった場合は適用されません。給食費は減免されません。）

※利用料及び給食費については、毎日利用時に徴収します。お釣りのないようお願いします。

※一旦、納めていただいたお金は返金できません。軽減適用について利用当日以外の精算はできません。

《持ち物》

① 連絡メモ	② 手ふきタオル（ひも付き）2枚	③ エプロン3枚
④ コップ	⑤ 口拭きタオル3枚	⑥ はき慣れた靴
⑦ ぼうし	⑧ 汚れ物袋2枚（レジ袋等）	
⑨ 着替え	◆肌着3枚 ◆ズボン3枚程度 ◆上着3枚 ◆紙おむつ（7枚程度）又はパンツ	
⑩ 掛布団・敷布団 [毛布・タオルケット等]		
⑪ ミルクセット 哺乳瓶（乳首、瓶、キャップ）、ガーゼ3枚程度、1日分のミルク（3～4回分）		

《おなかい》

(1)	迎えに来る時間、迎えに来る人、緊急時連絡のつく電話番号は毎朝お知らせください。（連絡メモ）
(2)	毎朝、必ず検温をし、連絡メモに体温を記入してください。 *37.5℃以上はお休みさせていただきます。
(3)	持ち物には名前を分かりやすく書いてください。
(4)	利用日当日は、午前8時30分から午前9時までの間に登所・登園してください。 また、遅刻される場合は、午前9時までにご連絡をお願いします。
(5)	申請している利用希望日のキャンセル（辞退）をする場合は、申請先の一時保育室に連絡をした後、「利用辞退申出書」を提出する必要があります。（同月内の追加申請ができなくなる場合があります。） ※無断キャンセルが続くと、利用を解除することがあります。
(6)	保育時間中、児童の発熱、けがなどがあった場合、その状態により、迎えに来ていただく場合があります。
(7)	伝染性の疾病（はしか・風疹・水ぼうそう・おたふくかぜ等）にかかった場合、一時保育の利用はできません。
(8)	保育中、子どもが事故などでけがをした場合は、各施設で加入している保険により、決められた範囲内で医療費が支給されます。

★一時保育室の場所★

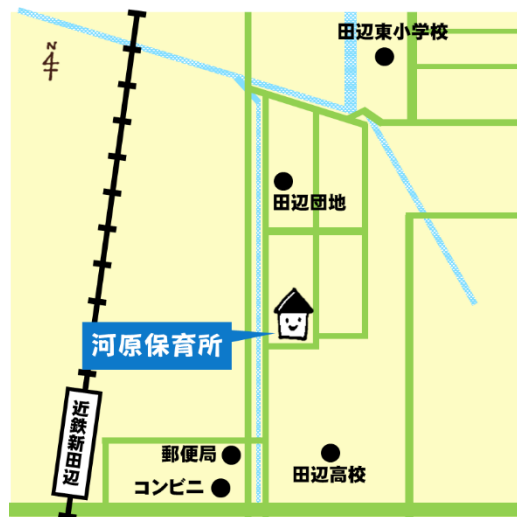
《河原保育所一時保育室「ひまわり」》

所在地：京田辺市河原神谷69番地

電話番号：0774-62-4377

お問い合わせ時間（平日）

午前8時30分 から 午後5時



《三山木保育所一時保育室「さくらんぼ」》

所在地：京田辺市三山木中央五丁目4番地1他

JR三山木駅より東へ約250メートル

電話番号：0774-68-5588

お問い合わせ時間（平日）

午前8時30分 から 午後5時



《大住こども園一時保育室「こいす」》

所在地：京田辺市大住池平32番地4

電話番号：0774-62-2355

お問い合わせ時間（平日）

午前8時30分 から 午後5時

